［2　略］

3　押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させることを除く。）をしたとき、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、押収物の品目又は当該電磁的記録の標目を記載した目録を作り、これを調書に添付しなければならない。

（差押状等の執行調書、捜索調書）

第四十三条　差押状若しくは捜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被告人若しくは被疑者の捜索については、執行又は捜索をする者が、自ら調書を作らなければならない。

［2・3　略］

（公判調書の記載要件・法第四十八条）

第四十四条　公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～二十　略］

二十一　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者に宣誓をさせなかつたときは、その事由

［二十二～二十七　略］

二十八　法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

［二十九～三十一　略］

三十二　公判廷における検証、押収及び電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録の提供

［三十三～四十七　略］

四十八　決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。

［イ～ヘ　略］

ト　証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定（法第百五十七条の六第四項）

［チ　略］

［四十九～五十一　略］

［2　略］

（公判調書未整理の場合の録音体の再生等）

第五十二条の十九　公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与えなければならない。

［2・3　略］

［2　同上］

3　押収をしたときは、その品目を記載した目録を作り、これを調書に添附しなければならない。

（差押状等の執行調書、捜索調書）

第四十三条　差押状、記録命令付差押状若しくは捜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被告人若しくは被疑者の捜索については、執行又は捜索をする者が、自ら調書を作らなければならない。

［2・3　同上］

（公判調書の記載要件・法第四十八条）

第四十四条　［同上］

［一～二十　同上］

二十一　証人に宣誓をさせなかつたこと及びその事由

［二十二～二十七　同上］

二十八　法第百五十七条の六第三項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

［二十九～三十一　同上］

三十二　公判廷においてした検証及び押収

［三十三～四十七　同上］

四十八　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定（法第百五十七条の六第三項）

［チ　同上］

［四十九～五十一　同上］

［2　同上］

（公判調書未整理の場合の録音体の再生等）

第五十二条の十九　公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第三項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与えなければならない。

［2・3　同上］